

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

**介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会
福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について**

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 50 号）による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、平成 15 年 4 月 1 日から、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業（以下「訓練事業」という。）が同法第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業に追加され、訓練事業を行うために社会福祉法人（以下「法人」という。）を設立することが可能となったところです。

法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしてきたところです。

他方、訓練事業は、良質な介助犬及び聴導犬の育成を通じ、各地域において、身体障害者の自立及び社会参加の促進に大きく寄与してきており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後の障害者福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、前記の趣旨も踏まえ、法人の公益性を維持しながら、訓練事業の機動性・柔軟性を活用することができることとなるよう、今般、訓練事業を行うことを目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産とすることで足りることとする

こと。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦した場合においては3年）以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

② 一の都道府県の区域内のみにおいて事業を実施すること。

2 訓練事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、訓練事業の経営のみを行うものとする。

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う訓練事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

2以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、訓練事業以外の事業の経営を行うとする場合その他この通知に定める資産要件等を満たさなくなる場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行う者とする。

4 施行期日

この通知は、平成15年4月1日から施行すること。